

平成 29 年 3 月 3 日

高齢者介護施設で働く人の労災防止へ 「雇入れ時の安全衛生教育」マニュアルを公表 ～ 新規採用労働者向けの教材も作成・配布 ～

中央労働災害防止協会（会長：榊原 定征（日本経済団体連合会会長））は、労働災害が増加している社会福祉施設、特に、高齢者介護施設向けに、新規採用した労働者を対象に行う「雇入れ時の安全衛生教育」の内容・方法を盛り込んだマニュアルを作成しました。また、新規採用労働者（受講者）向けの教材（パンフレット：別添 1）も添付し、併せて提供します。

このマニュアルは、新規採用労働者に対して実施が義務づけられている「雇入れ時の安全衛生教育」が十分に行われていない高齢者介護施設の実態（別添 2）に基づき、労働災害の特徴などを踏まえて作成しました。

本年 1 月から厚生労働省と共に主唱する社会福祉施設等を対象にした「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（別添 3）の一環として、全国の高齢者介護施設における労災防止、安全衛生水準の向上を目指し、広く活用を促していきます。

このため、都道府県労働局・労働基準監督署、都道府県・市町村、社会福祉関係団体などに配布するほか、当協会および厚生労働省のホームページに開設している「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト等に掲載し、ダウンロードして自由に使えるようにします。

なお、3 月 9 日（木）に東京で開催するセミナー（無料）（別添 4）において、本マニュアルの詳細についての説明を予定しています。

※取材のご要望等は末尾の照会先へご一報ください。

マニュアルの特徴・構成は、以下のとおりです。

「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」の特徴

- ・ 施設において安全衛生教育を行う際に対象となる新規採用者に配布する教材「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育用パンフレット」を添付。
- ・ 施設において、雇入れ時の安全衛生教育の講師となる方に身につけていただきたい内容として、腰痛、転倒、メンタルヘルス、交代勤務などの対策について具体的に解説。
- ・ 腰痛になったり、転倒したりしないようにするための介助方法について、イラストを用いて、「よい例（推奨）」、「悪い例（推奨しない）」を紹介するなど、分かりやすさを重視。
- ・ 労働災害防止につながる基本的対策として、「危険のみえる化」「4S活動」などを紹介。

「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」の構成

- 1 経験の浅い介護労働者の労働災害の増加
- 2 介護労働者の安全が利用者の安全に
- 3 雇入れ時の安全衛生教育の具体的内容
- 4 労働災害防止の基本的な対策
- 5 高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育用パンフレット
- 6 雇入れ時の安全衛生教育を行うに当たっての参考資料
- 7 調査研究の概要
- 8 参考文献



(別添1) 「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育用パンフレット」

(別添2) 「社会福祉施設における安全衛生対策に関する実態調査結果報告書(概要)」(平成28年3月:中央労働災害防止協会)

(別添3) 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」のリーフレット

(別添4) 平成28年度労働安全衛生研究セミナー 高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアルについてのセミナー案内

・「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の特設サイト

: <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

: http://www.jisha.or.jp/campaign/tenpo_shisetsu/index.html

・当協会ホームページ

: <http://www.jisha.or.jp/research/report/index.html>

※この資料は、厚生労働記者会、厚生労働省労政記者クラブ、厚生日比谷クラブに配布しています。

※中央労働災害防止協会(中災防)は、昭和39年に労働災害防止団体法に基づき設立された団体で、事業主の自主的な労働災害防止活動を支援するため、企業の人材の育成、安全衛生の専門技術の提供および最新の安全衛生情報の提供など、安全衛生に関する総合的な事業を手がけています。

会 長: 榊原 定征 (さかきばら・さだゆき: 日本経済団体連合会会長)

理事長: 八牧 暢行 (やまき・のぶゆき)

中央労働災害防止協会

教育推進部長 中屋敷 勝 也

教育推進部審議役 下 村 直 樹

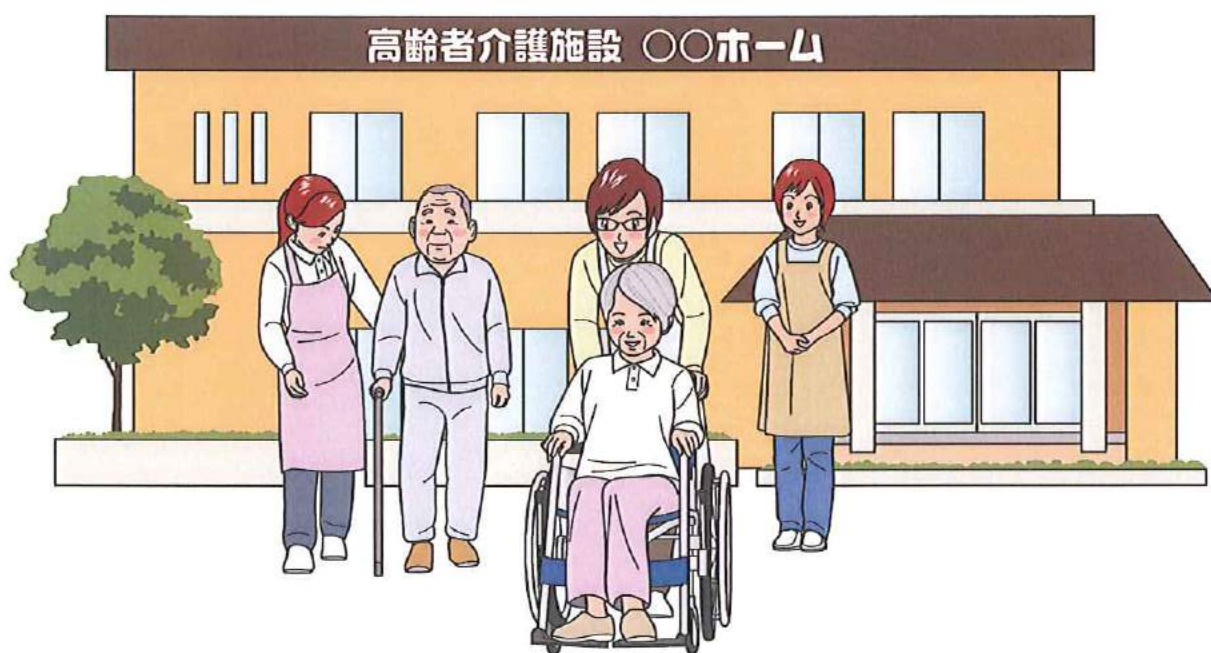
【照会・取材対応】

総務部 広報課長 高 橋 まゆみ

(電話) 03-3452-6542 (FAX) 03-3453-8034

E-mail koho@jisha.or.jp

高齢者介護施設における 雇入れ時の安全衛生教育用パンフレット



本パンフレットは、高齢者介護施設において、介護業務に従事する介護労働者の安全と健康を守るために必要な対策をまとめています。介護労働者を雇い入れた時の労働安全衛生教育の資料としてご活用いただき、労働災害が起きないように対策に取り組んでください。

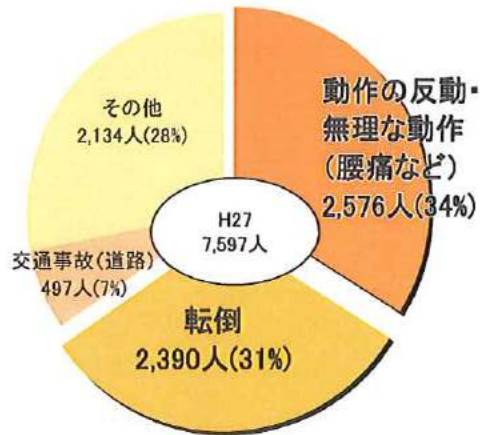
介護労働者の安全と健康を守る職場を作ることは、質の高い介護サービスの提供につながり、結果的には、利用者の安全につながります。

中央労働災害防止協会

1

介助に伴う「腰痛」・「転倒」

介護労働者の主な労働災害としては、介助に伴う「腰痛」や「転倒」があげられることから、以下の対策を行っていく必要があります。



社会福祉施設での休業4日以上死傷者数 (平成27年 厚生労働省)

(1) 基本的な対策

① 人力での抱え上げは行わず、利用者の残存機能を活用する

介助作業では、原則として、人力での抱え上げは行わないこととし、まずは、利用者の残存機能を活かすことを考えます。残存機能の不足部分については、福祉用具を積極的に使用します。

その際、(ア) 自力で立ち上がることはできないものの立位保持ができる利用者には、スタンディングマシンや取っ手付きベルトを使用します。(イ) 座位保持ができる利用者には、スライディングボードやスライディングシートを使用します。(ウ) 抱え上げなければ移乗介助できない利用者には、リフトや特殊浴槽などを使用します(イラストの左上の「○」は「よい例(推奨)」、「×」は「悪い例(推奨しない)」を表しています。)



原則として、人力での抱え上げは行わない



スタンディングマシンを利用する



スライディングボードを利用する



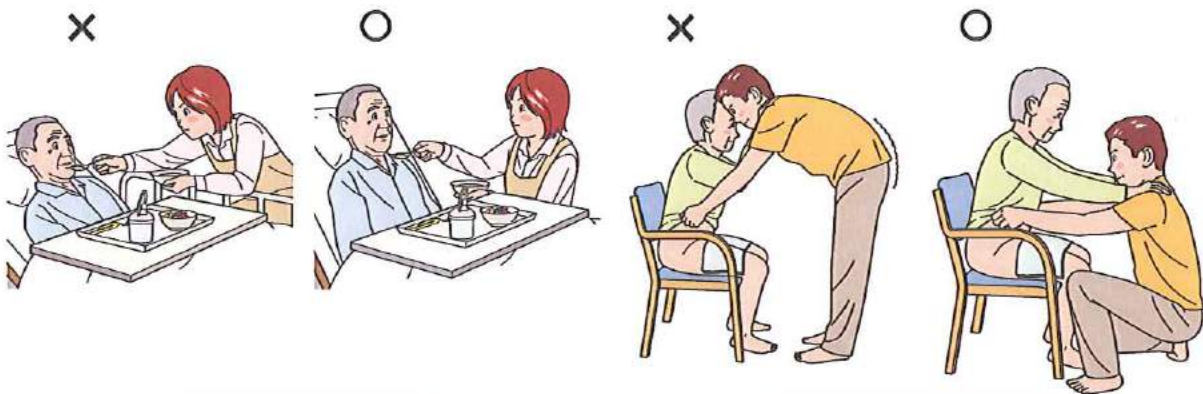
リフトを利用する

② 「前屈み」、「中腰」、「ひねり」などの不自然な姿勢を取らない

介助作業時には、「前屈み」、「中腰」、「ひねり」などの体に負担となる不自然な姿勢を取らないようにします。これは、福祉用具を使用している時も同様です。

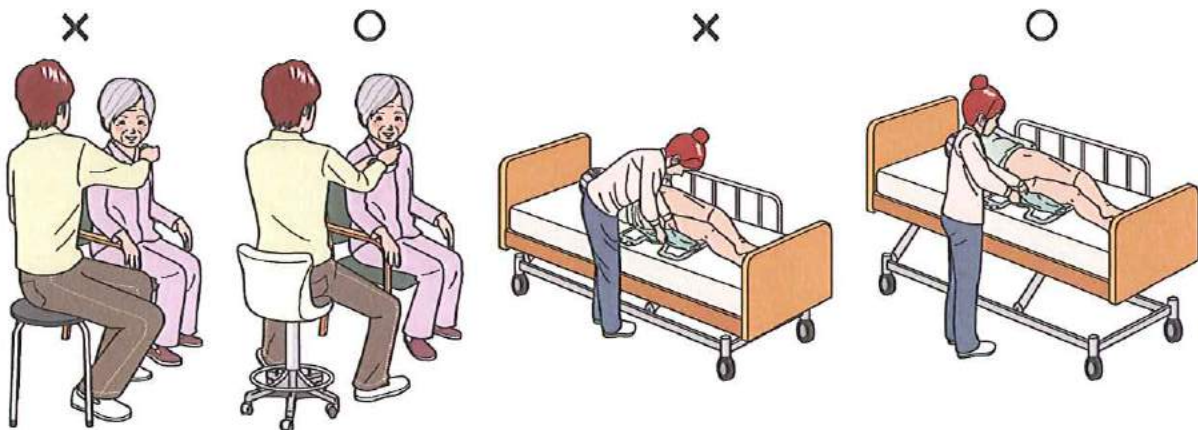
具体的に、不自然な姿勢を取らないようにするには、(ア) 体を利用者に近づけて作業する、(イ) 低いところでの作業は膝を着く、(ウ) 正面を向いて作業をする、(エ) ベッドの高さを調節するなどの対策が必要です。

なお、どうしても不自然な姿勢をとらざるを得ない場合には、できるだけその回数や時間を短くするようにします。



体を利用者に近づけて作業

低いところでの作業は膝を着く



正面を向いて作業

ベッドの高さを調節

(2) 介助作業ごとの対策

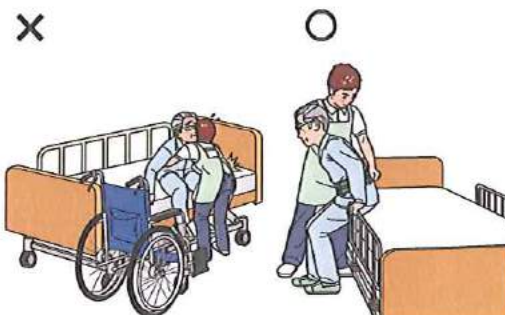
① 移乗介助

- ・ 利用者の残存機能を確認し、その機能に合った介助方法を考えます。その際、スライディングボード、スライディングシート、リフトなどの福祉用具の使用を考えます。
- ・ 福祉用具の使用の有無にかかわらず、介護労働者は不自然な姿勢を取らないようにします。
- ・ 利用者との体格差が大きい場合やのけぞりなどの急な反応のある利用者に対しては、複数人で介助します。また、この情報をあらかじめ介護労働者間で共有するようにします。

② 立ち上がり介助・起き上がり介助

<自力での立ち上がりが可能な利用者>

- ・ 手すりや椅子の肘掛けを利用して、利用者のペースで立ち上がらせてます。
- ・ 利用者には介助ベルトを装着してもらい、介護労働者が利用者の腰の部分を引き上げて、立ち上がりを介助します。



<自力での立ち上がりができない利用者>

- ・ 介護労働者が力任せに抱え上げるのではなく、リフトやスタンディングマシンを使用します。



③ 座り直し・ベッド上の移動

- ・ 座り直しの必要がないように、利用者を車椅子の座面の奥に正しく座らせるようにします。それでも座り直しが必要な場合は、利用者を上方に抱え上げるのではなく、介護労働者が前方から片側ずつ利用者の膝を押して調整します。
- ・ また、車椅子の背もたれ部分にスライディングシートを入れて、車椅子を後方に傾けながら利用者を深く座らせる方法も有用です。



座り直し



- ・ ベッド上での移動はスライディングシートを使用します。

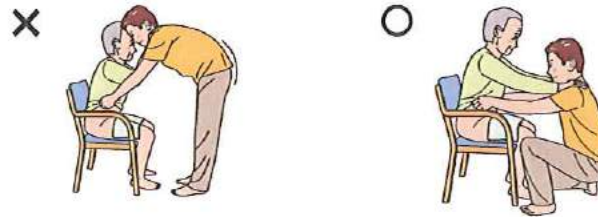


ベッド上の移動



④ 入浴介助

- ・ 利用者の洗身、洗髪、着脱衣を行う際には、利用者にできるだけ近づき、腰を落とし、膝を着くなどして介助します。必要に応じて、介護労働者も椅子に座って介助します。



椅子を使用して利用者の着脱衣を行う場合

- ・ 自力での立ち上がりができる利用者には、浴槽の横に椅子を設置し、その椅子と手すりを使用して入浴させます。
- ・ 自力での立ち上がりができない利用者には、リフトや特殊浴槽を使用します。また、入浴以外の作業、例えば、車椅子から入浴用ストレッチャーへの移乗などにおいても、リフトなどを使用して人力での抱え上げをなくすようにします。



自力での立ち上がり可能な利用者

自力での立ち上がりできない利用者

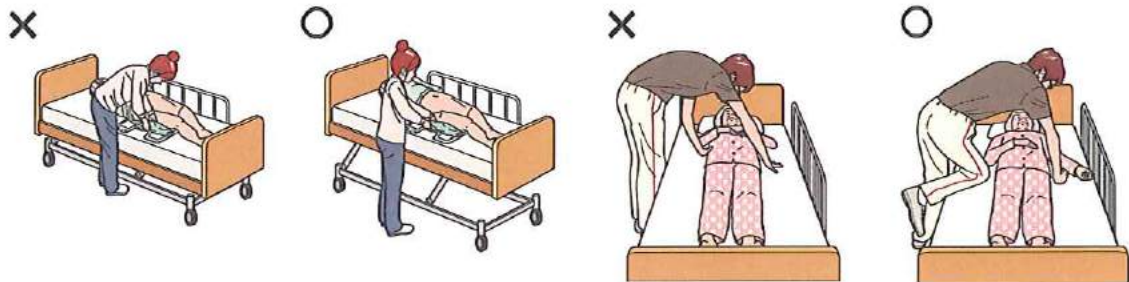
⑤ トイレ介助

- ・ 利用者の向きを変えるターンテーブル、立ち上りを助けるスタンディングマシーンやリフトなどが使用できる場合は、積極的に使用します。
- ・ 上肢の力がある利用者には、握りやすい位置に手すりを設置し、その手すりを握って立位を保持するようにしてもらいます。
- ・ 利用者を立ち上げながら下着を下げるなど、同時に2つ以上のことはしないようにします。
- ・ トイレが狭く、介助が上手くできない場合は、居室にてポータブルトイレを使用します。



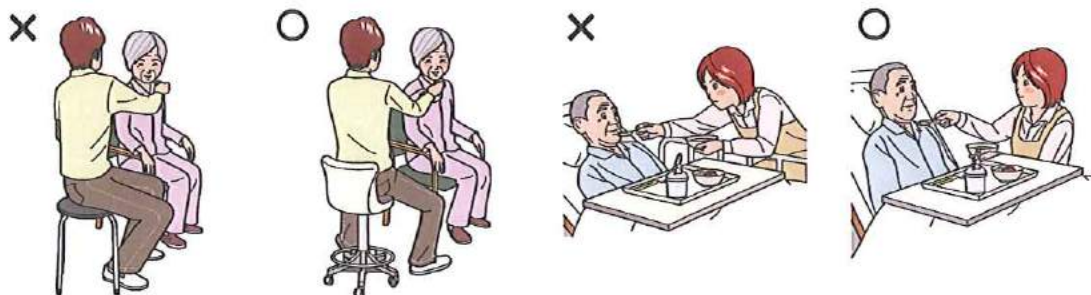
⑥ おむつ交換

- ・ ベッドの高さは、時間がかかっても、介護労働者が腰を曲げなくてすむ高さに調節して介助します。
- ・ 高さ調節ができない場合は、ベッドの上に手や肘、膝などを着いて、体を支えるようにします。
- ・ 必要に応じて、2人で介助します。
- ・ 利用者ごとに小休止や休憩を入れるようにします。



⑦ 食事介助

- ・ 座面の高さが調節でき、背もたれのある椅子を使用します。
- ・ ひねり姿勢になっている場合は、体ごと向きを変え、正面を向いて介助するようにします。
- ・ 上体を乗り出した姿勢を避け、できるだけ利用者に近づき、必要であれば利用者の座る位置も介護労働者寄りに修正します。



⑧ 歩行介助

- ・ 歩行が不安定な利用者には、歩行器、杖、手すりを使用します。
- ・ 歩行介助では利用者の真横に付いたり、前から手を引いたりするのではなく、原則、斜め後ろから介助します。その際、利用者に介助ベルトを装着してもらうと介助しやすくなります。



2

介助に伴わない「転倒」

介護労働者の転倒災害は、介助作業中に発生しているほか、物につまずいたり、足を滑らせたり、段差につまずいたりして起きています。

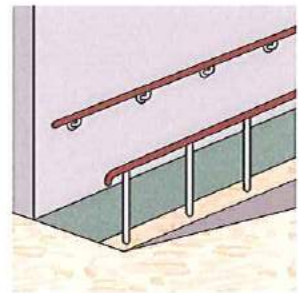
(1) 基本的な対策

- ① 通路、段差、出口に物を放置しないようにします。
- ② 床の水、油、食べ物などは放置せず、その都度取り除きます。
- ③ 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）を確保します。
- ④ 転倒を予防するための教育を受けます。
- ⑤ 靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ、ちょうど良いサイズのを履きます。
- ⑥ ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成して周知します。
- ⑦ 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識を付けます。
- ⑧ 書類や携帯電話を見ながらの「ながら歩き」、ポケットに手を入れた「ポケットハンド」での歩行はしないようにします。
- ⑨ ストレッチ体操や転倒予防のための運動を行います。

(2) 場所ごとの対策

① 階段、段差、廊下、スロープ

- ・ 労働災害が起きやすい場所だという危険意識を持って、走ったり急いだりせず、足下を確認するように心がけます。
- ・ 書類や携帯電話を見ながらの「ながら歩き」、ポケットに手を入れた「ポケットハンド」での歩行はしないようにします。
- ・ 床に水や食べ物がこぼれたらすぐに拭き取ります。また、雑巾やモップを取りに行きやすいところに置くようにします。
- ・ 階段や段差には、滑り止め、滑り止めマット、手すりなどを設置し、滑りやすいスロープには防滑用塗料を塗ったり、摩擦の大きなマットなどを敷いたりするなどの改善に向けて、施設管理者を含めて施設内でよく話し合うようにします。
- ・ 廊下は走らないようにします。
- ・ つまずきにくい靴を履くことで、つまずきを少なくします。つまずきにくい靴とは、踵部分があり、つま先が少し上がっていて、靴底が柔らかい靴などです。
- ・ 廊下に敷かれているマットは、ずれないように固定します。



② 居室、スタッフルームなど

- ・ 電気機器やナースコールのコードは、足が引っ掛からないように片付けます。
- ・ ベッド周りには、整理整頓し、作業できる環境を確保します。
- ・ 踏み台には安定した脚立や台を利用します。



③ 浴室、着脱衣室

- ・ 浴室、着脱衣室の出入口では、滑るかもしれないという危険意識を持って、急がずに慎重に行動します。また、床が濡れた状態にならないように防滑用マットやタオルを敷き詰め、タオルが濡れてきたら、交換するようにします。
- ・ 浴室内では、滑りにくい履物を使用します。また、底がすり減ると滑りやすくなるため、必ず定期的に確認して交換するようにします。
- ・ 浴室、着脱衣室、それらにつながる廊下が水などで濡れている場合は、すぐに拭き取るようにします。

④ 屋外、駐車場

- ・ 滑りにくい外履き用の靴を用意しておき使用します。
- ・ 暗い場所には、照明を確保します。

3 メンタルヘルス

介護施設では、精神的なストレスを抱える介護労働者が多くなっています。仕事のストレスによりメンタル不調になって休職したり、精神障害となるケースも発生しています。

【対策】

- ・ 眠れない、食べられない、仕事のことが頭から離れないなどの症状が出始めたら要注意です。同僚、上司、友人、家族などの相談できる相手をつくり、ストレスになっている仕事の悩みや不安などを打ち明けるようにします。
- ・ 仕事が終わったら、身も心も仕事から離れて、ストレスになるようなことを考えないようにします。
- ・ 職場に設けられた相談窓口を利用し、産業医などに相談するようにします。

4 交代勤務

人には、本来、昼間活動し、夜間休息するというリズムが備わっていますが、夜勤はこのリズムとは異なるため、体に不調をきたす場合があります。

このようなリズムが異なった状態で長期間働き続けると、寝付きが悪いなどの不眠が多くなり、その不眠により疲労の回復が妨げられ、疲労が蓄積されます。

【対策】

- ・ 夜勤前は質の良い睡眠と食事を取ります。
- ・ 深夜には重要な仕事や注意の必要な仕事は避けます。
- ・ 仮眠を取るようにします。長時間夜勤の場合には、2時間の仮眠を取ることが勧められますが、それが困難な場合には、30分程度の仮眠でも効果が期待できます。
- ・ どうしてもつらい場合は、施設管理者に勤務形態の見直しを相談します。

5 感染症

冬季には、ノロウイルスやインフルエンザウイルスが発生しやすくなり、介護施設の利用者は、感染症に対する抵抗力が弱いため、施設内で集団感染することがあります。

このような中で介助を行う介護労働者は、常に感染リスクにさらされることになります。

【対策】

- ・ 利用者1名の介助作業が終わるたびに手洗いをします（1ケア1手洗い）。
- ・ うがいも重要な感染症の予防対策です。
- ・ 血液や体液、嘔吐物、排泄物などを扱う場合は、手袋やマスクなどを着用します。必要に応じて、エプロン、ガウン、ゴーグルなども着用します。それらの物は、できれば使い捨て製品を使用します。

6 熱中症

熱中症になりやすい条件は、「高い気温」と「高い湿度」です。介護施設では、夏季の入浴場や洗濯機・乾燥機の設置部屋において、熱がこもりやすく、湿気が多くなります。

【対策】

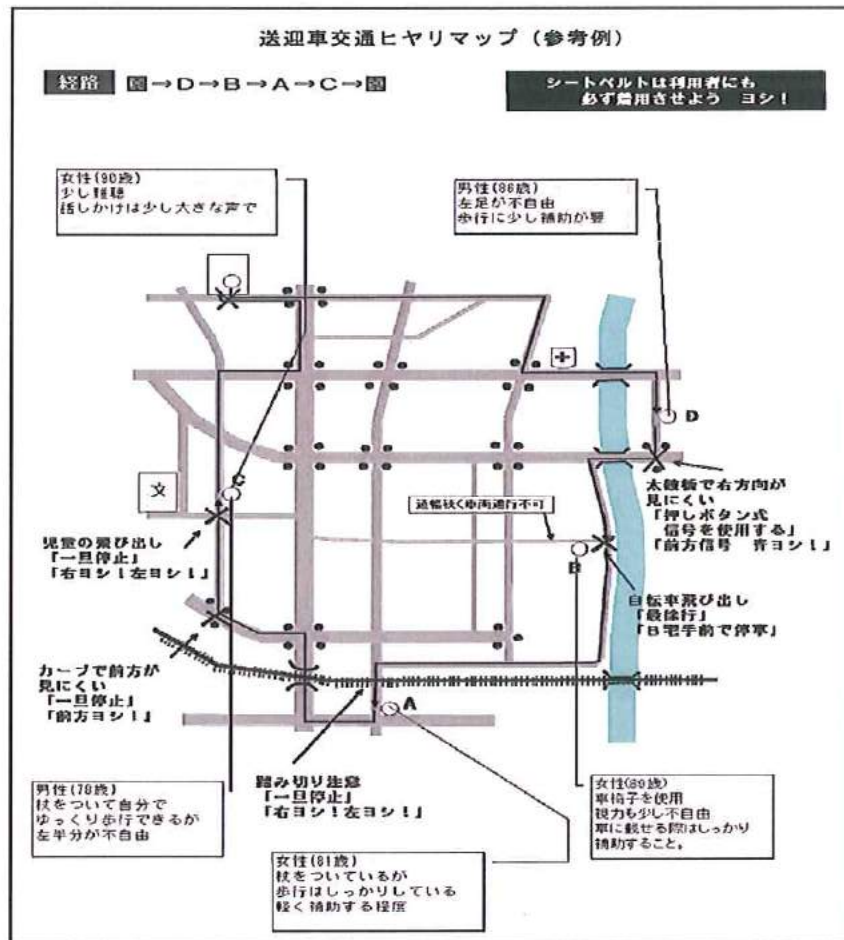
- ・ 屋内に熱い空気や湿気がこもらないように窓を開けて風通しをよくし、扇風機などを使用して風を循環させます。
- ・ 喉が渴いてから水分を取るのではなく、こまめに水分を取るようにします。また、あわせて塩分も補給します。
- ・ 十分な睡眠を取るようにします。
- ・ 定期的に休みを取るようにし、体調が悪くなったら、すぐに上司や同僚に伝えます。

7 交通事故

利用者の送迎時や介護労働者の通勤時の交通事故が増えています。この原因としては、急いでいて注意を怠ったり、他に気を取られてうっかりしたり、夜勤明けの疲れで判断が鈍ったりしていたことなど様々です。

【対策】

- ・ 交通ヒヤリマップを作成します。これは、運転中に体験したヒヤリ・ハットを整理し、マップに書き出したものです（右上の図参照）。
- ・ 人や車の多い場所、時間帯、道路幅の狭い箇所はあらかじめ調べておき、交通事故が起きる可能性のある場所は、できれば通行を避けて別の経路に変えます。



(出典)「社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル」(厚生労働省、中央労働災害防止協会)

8 労働災害防止の基本的対策

労働災害を防止するための基本的な対策をご紹介します。

(1) 4S活動

職場の「整理」、「整頓」、「清潔」、「清掃」を徹底します。

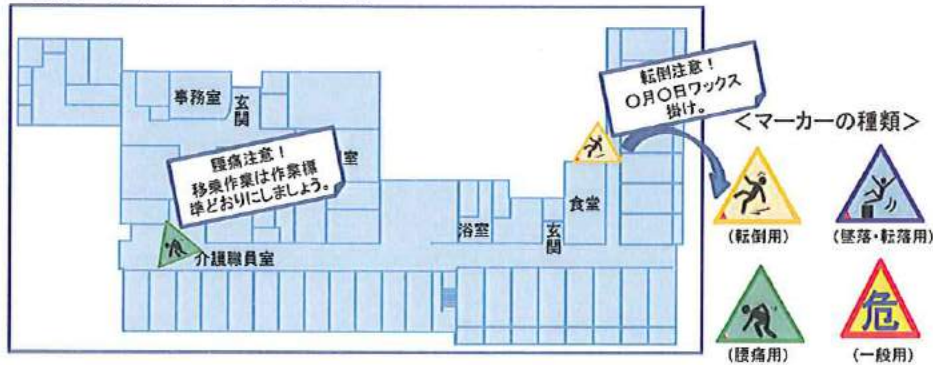
- ① 「整理」とは、いるものといらないものを分け、いらないものは処分することです。
- ② 「整頓」とは、いるものを使いやすいように、分かりやすく収納することです。
- ③ 「清潔」とは、汚れを取り除いて身の回りをきれいにすることです。
- ④ 「清掃」とは、設備、机周り、床などの汚れやゴミを除去することです。

(2) 危険の見える化

職場に潜む危険や、安全のために注意すべき事項等を可視化（見える化）します。

例えば、下図のような危険マップを作成し、スタッフルームなどに貼り出します。

<危険マップ及びマーカのイメージ>



(出典)「社会福祉施設の安全管理マニュアル」(厚生労働省、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会)

(3) ヒヤリ・ハット活動

仕事をしていて、「ヒヤっとした」、「ハッとした」出来事を記録します。介護労働者は、記録されたものを見て、重大な事故につながらないようにします。「ヒヤリ・ハット活動」のポイントは、以下の通りです。

- ① 早期の報告
- ② 報告者の責任を追究しない
- ③ ヒヤリ・ハットを改善に活かす
- ④ ヒヤリ・ハット情報の共有

9 健康診断

「定期健康診断」は、労働者全員が、1年以内ごとに1回、定期的に受診する必要がありますが、深夜業務がある介護労働者は、配置の際、及びその後6か月以内の期間ごとに1回、受診する必要があります。

また、介護労働者は、厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」に基づいて、配置の際、及びその後6か月以内の期間ごとに1回、「腰痛健康診断」を受診することが要請されています。

介護労働者は、積極的に健康診断を受診しましょう。

10 災害などの緊急事態対応

緊急事態が発生した場合には、心臓や呼吸が止まった傷病者を助けるために、人工呼吸、心臓マッサージ、AEDを使って心肺蘇生を行うなどの緊急の処置が必要です。

事前に、消防機関や日本赤十字社の行う救急法の講習会で訓練を受け、しっかりと技術を身に付けておくようにします。

社会福祉施設における安全衛生対策に関する実態調査結果報告書(概要)

中央労働災害防止協会調査研究(平成 28 年 3 月)

1 調査研究の目的

中央労働災害防止協会においては、労働災害が年々増加傾向を示している社会福祉施設(①高齢者介護施設、②障害者(児)施設、③保育所、④訪問介護・看護サービスの 4 つの業態)の安全衛生管理体制、安全衛生教育の実施、具体的な安全衛生活動などについてアンケート等によって実態を調査し、労働災害の減少および快適な職場環境づくりにつながる方策を検討するための基礎データの収集を行った。

2 調査研究の手法

アンケートは、(株)帝国データバンク所有の企業データベースから抽出した従業員が 10 人以上の老人福祉事業、知的・身体障害者福祉事業、保育所さらには東京都や政令指定都市等において情報が公開されている社会福祉施設から抜粋した計 9,330 事業場に対し郵送による発送、回収を行い 3,337 事業場から回答を得た(平成 27 年 11 月、回収率 35.8%)。

3 調査結果

(1)労働災害の発生状況

アンケート回答事業場における、休業 1 日以上¹の被災者数の 1 事業場平均は、平成 25 年度は 0.25 人、26 年度は 0.33 人であった。

事故の型別では、「転倒」「腰痛」が多かった。障害者(児)施設では「暴力によるケガ」、訪問介護・看護サービスでは「交通事故」が他の業態に比べて多かった。

今回の調査では労働災害が発生していないと回答した事業場も多く見られたが、各々の職場において労働災害の危険要因が増加している可能性があることから、潜在的な危険要因に対して取り組む必要があると思われる。

(2)安全衛生担当者の選任

衛生管理者の選任義務のある職員数 50 人以上の事業場での衛生管理者の選任率は、高齢者(施設)は 95.6%、障害者(児)施設は 84.0%であった。また、同じく職員数 50 人以上に選任義務のある産業医の選任については、高齢者(施設)が 93.7%、障害者(児)施設が 76.6%であった。

今後一層の選任を図る必要があり、さらに、選任することが目的ではなく、各々の職務を的確に実行することが重要であることから、より活動しやすい環境の整備や権限の委譲、各担当者に対する必要な教育の実施等を行うことが望まれる。

(3)安全衛生教育の実施

労働安全衛生法で義務付けられている雇入れ時の安全衛生教育を実施している事業場は、全体では約半数の 51.8%であった(図 1)。まずは職場での介護や施設設備などの中に存在する危険や有害な要因の感受性の向上を図り、負担が少ない介護方法などの教育を行っていく必要がある。

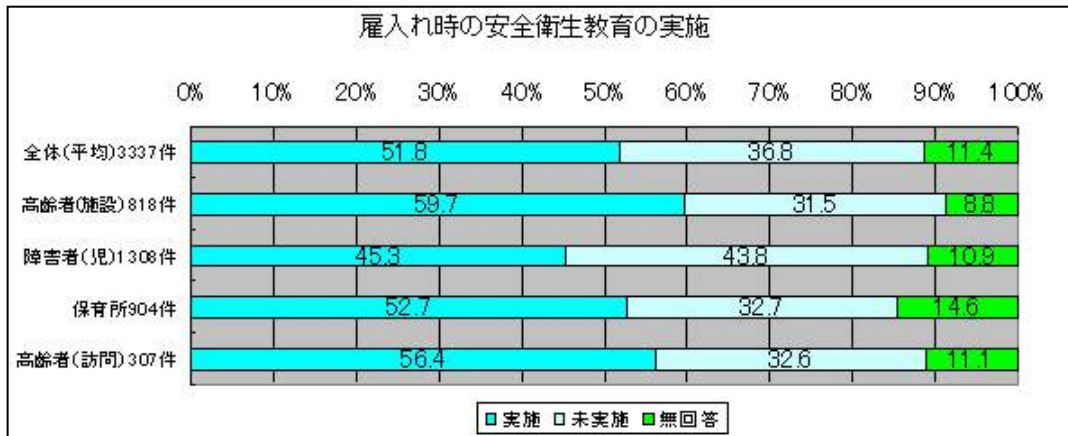


図1 雇入れ時の安全衛生教育の実施

(4) 労働災害防止活動の実施

対策を実施している事業場の割合は、全体では「腰痛予防対策」は 55.8%、「転倒災害、墜落・転落災害防止対策」は 61.5%、「メンタルヘルス対策」は 60.5%であった。また、交通事故の防止に関する取組みの実施率は、個々の実施内容によって差はあるが、多くの事業場で取り組まれていた。

また、対策を実施していない事業場では、理由として「災害が発生していない」「対策を行うまでの必要性を感じていない」を上位に挙げていたが、事業場によって危険要因の高低はあるにしても、危険要因ゼロというところはないと考える。危険要因を見つけ、その要因をなくしていく、つまり予防するという視点で労働災害防止活動に取り組んでいくことが望まれる。

(5) 今後安全衛生活動を進める上で充実させたい事項

全体で見ると、「職員に対する安全衛生教育・研修」が 77.9%で最も高く、以下「経営者の安全衛生意識の向上」33.4%、「職員の安全衛生を担当するスタッフの養成」32.4%、「マニュアル・規程類の作成又は見直し」28.3%、「施設・利用者宅の設備の改善やレイアウトの変更等の推進」20.8%、「福祉機器や用具・保育遊具の導入又は撤去」20.7%であった(図2)。

安全衛生活動の実施あるいはその充実化を進めることは、仕事の質を高め、職員の確保や定着化にもつながるものであるが、事業場単独で進めるには限界もあることから、外部の相談機関や行政からの支援も期待したい。

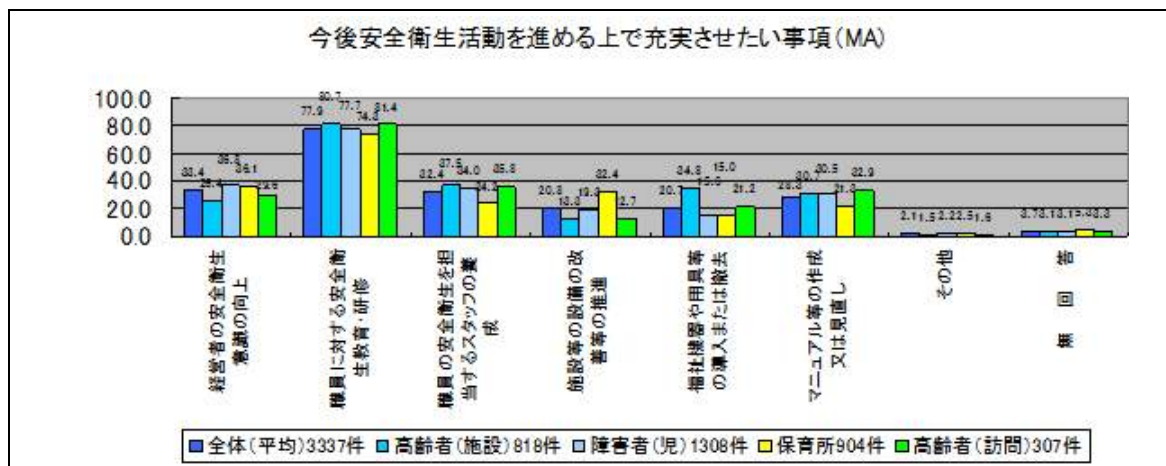


図2 今後安全衛生活動を進める上で充実させたい事項(MA:複数回答)

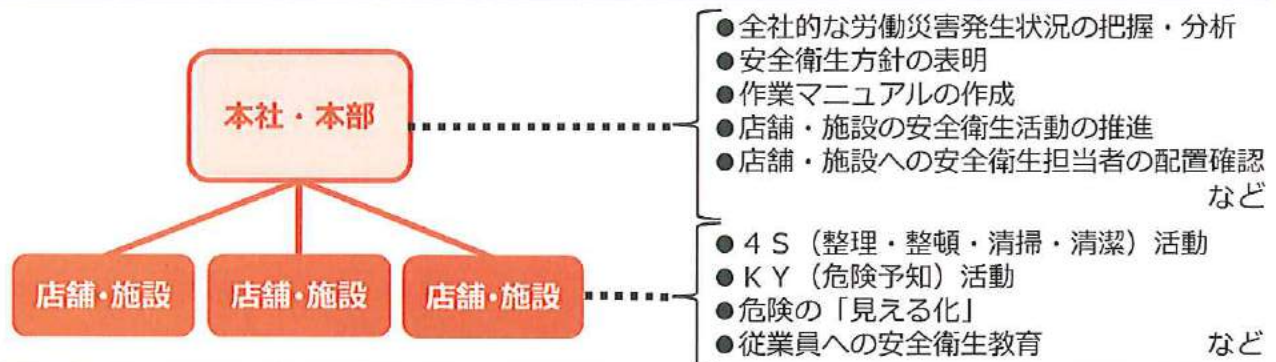
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

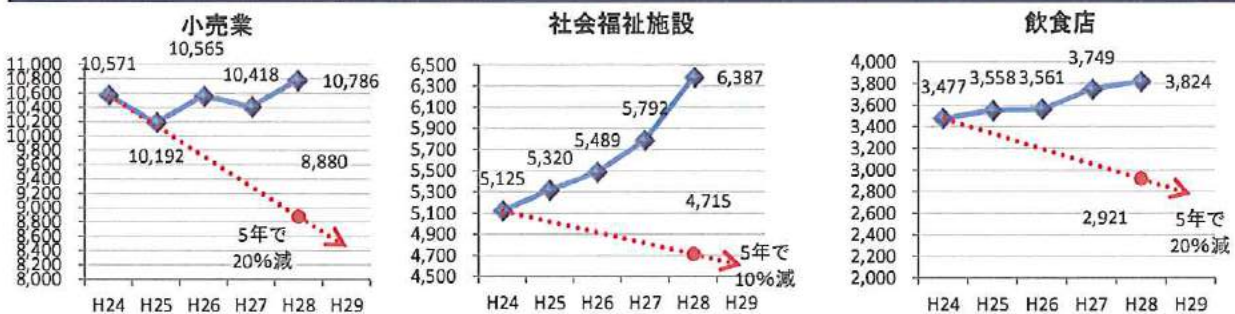
厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上 の死傷労働災害件数(11月末現在速報値)、点線は第12次労働災害防止計画における目標値

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



チェックリスト

I

本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

チェックリスト

II

店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		☑
1	4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4 S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S活動」です。
- ◆4 S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例



策定日 平成●●年 月 日
 掲示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット
 代表者 代表取締役 安全太郎
 (自筆で署名しましょう)

③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆KYとは「危険(K)・予知(Y)」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化(=見える化)し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かれば、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆組織の本社や本部では、「どんな災害が起きているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順(マニュアル)」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

- ◆店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

平成28年度 労働安全衛生研究セミナー

高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアルについて

中央労働災害防止協会では、毎年、企業が直面する産業構造、就業形態の変化など環境の変化に対応した安全衛生管理の促進手法等について調査研究を行っております。

このたび、平成28年度に行った表題の調査研究結果がまとまりましたので、下記のとおりセミナーを開催いたします。

日時 平成29年3月9日(木) 17:00~20:20
(受付開始 16:30)

参加
無料

会場 医療法人社団翠会 蓮根ひまわり苑
東京都板橋区蓮根3-25-4

定員 50名 (定員になり次第、締切り)

プログラム

本マニュアルは、高齢者介護施設の雇入れ時の安全衛生教育の講師となる方に身に付けておいていただきたい内容を解説し、雇入れ時の安全衛生教育の際に配布する教材を添付しています。

本セミナーでは、マニュアルの解説と、すぐ実践していただける介護の実技指導を行います。

セミナーを受講いただき、本マニュアルを活用いただくことで、施設管理関係者の皆様が雇入れ時の安全衛生教育に役立てていただくとともに、介護労働者の安全衛生教育の大切さを再認識していただく機会となれば幸いです。

※参加者全員に、本マニュアルと雇入れ時の安全衛生教育の際に配布する教材(A4 12ページ(予定))をお渡しいたします。



【調査研究結果報告】 17:05~18:05(60分)

高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアルについて

独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 上席研究員 岩切 一幸

【実技指導】 18:20~20:20(120分)

腰痛予防のための介護について

福祉技術研究所株式会社 代表取締役 市川 洵

お申込み
お問合せ

当協会 WEB サイト(<http://www.jisha.or.jp>)または、以下の申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。

定員(50名)になり次第、締め切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

中央労働災害防止協会 教育推進部 鈴木

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 電話 03(3452)6389

中災防

検索

「平成 28 年度労働安全衛生研究セミナー」参加申込書

申込日：平成 年 月 日

開催日	平成 29 年 3 月 9 日(木) 17:00~20:20		
事業場名 /施設名	事業場・施設規模 (☑をご記入ください) <input type="checkbox"/> 50 人未満 <input type="checkbox"/> 100~299 人 <input type="checkbox"/> 50~99 人 <input type="checkbox"/> 300 人以上		
所在地	〒 —		
	TEL ()		
FAX ()			
本セミナーを知ったきっかけ (☑をご記入ください)	<input type="checkbox"/> 当協会 WEB サイト <input type="checkbox"/> メールマガジン <input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> 社内の紹介 <input type="checkbox"/> 知り合いの紹介 <input type="checkbox"/> その他 ()		
連絡 担当者	氏 名	所属・役職名	業 種
参 加 者	氏 名	所属・役職名	受付番号 (事務局記入欄)

※参加者が1名で、かつその方が連絡担当者の場合は「参加者」欄の記入は不要です。

※お申込みは1施設又は1事業場から5名までとさせていただきます。

【個人情報について】ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、申込みいただいたサービスの確かな提供のために使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報提供等に利用することがあります。個人情報の二次利用に同意されない場合は、右の「同意しない」にチェックマーク(☑)をご記入ください。同意しない☐

※申込み後、申込み人数の変更や参加ができなくなった場合は、上記お問合せ先までご連絡ください。

FAX : 03 (3453) 3449